

令和 6 年度

定期監査結果報告書

中津川市監査委員

中監査第18号

令和7年2月13日

中津川市長 小栗 仁志 様
中津川市議会議長 島崎 保人 様
中津川市関係行政委員会の長 様

中津川市監査委員
光岡 要次郎
黒田 ところ

令和6年度定期監査の結果について

令和6年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、
その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の期間	1
3	監査の対象	1
4	監査の範囲及び方法	3
5	監査の結果	3

1 監査の基準

この監査は、中津川市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の期間

前期 令和6年6月25日から令和6年8月16日まで

後期 令和6年10月2日から令和6年11月1日まで

3 監査の対象

令和5年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理と現況について、次の部・課等の監査を行った。

■市長公室

秘書課、人事課

■政策推進部

政策推進課、企画調整課、広報広聴課

■総務部

総務課、DX推進課、防災安全課、消費生活相談室、財政課、資産経営課、税務課

■定住推進部

定住推進課、市民協働課、山口総合事務所、坂下総合事務所、川上総合事務所、加子母総合事務所、付知総合事務所、福岡総合事務所、蛭川総合事務所、中津事務所、苗木事務所、坂本事務所、落合事務所、阿木事務所、神坂事務所

■市民福祉部

社会福祉課、高齢支援課、介護保険課、子ども家庭課、子育て支援センター、子ども家庭センター、健康医療課、地域総合医療センター、国保直診診療所、市民保険課、中津川市火葬場

■農林部

農業振興課、有害鳥獣対策室、家畜診療所、畜産センター、林業振興課、農林整備課

■商工観光部

商工振興課、企業誘致課、観光課、ひと・まちテラス

■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館、蛭川済美図書館、文化振興課、鉱物博物館、市史編さん室

■リニア都市政策部

都市住宅課、建築管理室、リニア対策課、次世代交通研究室、リニア推進坂本事務所、駅周辺企画課、区画整理課

■建設部

建設課、維持事業室、用地課、管理課

■環境水道部

環境政策課、メモリアル施設及び環境整備推進室、環境センター、汚泥処理センター、水道課、下水道課、浄化管理センター、水道経営課

■病院事業部

中津川市民病院、国保坂下診療所、坂下老人保健施設

■消防本部 中消防署（坂下分署）、西消防署（蛭川分署）、北消防署（加子母分署）含む。

■会計課

■教育委員会事務局

教育企画課、施設計画推進室、学校教育課、教育研修所、幼児教育課、発達支援センター、阿木高等学校、神坂中学校、坂下中学校、福岡中学校、蛭川中学校、神坂小学校、坂下小学校、川上小学校、福岡小学校、蛭川小学校、山口小学校、一色保育園、山口こども園、やさかこども園、蛭川こども園、落合神坂こども園

■市議会事務局

■農業委員会事務局

■監査委員事務局

4 監査の範囲及び方法

(1) 範 囲

各課等における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の観点から監査を行った。

(2) 方 法

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、本年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行った。必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が高いと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

5 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。
軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、進歩管理システムを活用し、その後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は、次のとおりである。

(1) 単価契約の事務処理について

契約事務は「中津川市契約規則（昭和 39 年 規則第 6 号）」及び「契約事務の取扱いについて（平成 2 年 3 月 25 日通知）」等に基づいて行われており、概ね適正な処理がなされていると認められたが、一部の単価契約によるものなかで、予算内ではあるが予算執行額を超えて執行されているものなど、定められた処理方法に沿わないものが見受けられた。引き続き単価契約による予算執行の事務処理について、より正確かつ合理的な方法を検討されたい。

(2) 不納欠損の処理基準について

市税については、「中津川市市税滞納処分の執行停止に関する要綱（令和 2 年 10 月 1 日決裁）」に基づき不納欠損の処理が行われ、市税以外の諸納付金についても、要綱は定められてはいないものの、市税と同様の基準に基づき不納欠損の処理が行われていると認められた。しかし、一部の特別会計において滞納処分の執行停止の基準が明確化されていないものもあった。昨年度の指摘により基準の明確化が進められた事業もあるものの、一方で未改善の事業もあり、現状の執行停止のやり方では根拠薄弱で場当たり的と受け止められても仕方ない状況にあり、結果として市民間に不平等を招き、市民

の納付意識の減退を招きかねない状況にある。今後は、執行停止は重要な問題であると再認識し、引き続きその基準を明確にし、それに従い適正な処分が行われるよう努められたい。

(3) 企業会計における引当金の計上について

企業会計の退職給付引当金の取り扱いについては、昨年度の指摘により各企業会計において調整が進められ改善されたが、病院事業会計において一部金額の算出に誤りのあるものが見受けられたため、的確な処理に努められたい。

また、水道事業会計における修繕引当金については、計上の必要性、適正な金額であるか検討されたい。病院事業会計における貸倒引当金の計上については、適正な金額の計上となるよう、引き続き現状の是正に努められたい。